倉敷市雨水流出抑制施設設置補助事業実施要領

（用語の説明及び解釈）

1　倉敷市雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱（以下「要綱」という。）において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）要綱第２条第２号及び第３号に規定する簡易施設とは、地上据え置きで、ポンプ施設を含まない水栓のついた簡易なものをいう。

（2）要綱第２条第３号に規定する１０人槽以下の容量の浄化槽とは、合併浄化槽及び単独浄化槽のことをいう。

（3）要綱第２条第３号及び第４号に規定する散水施設及び配水施設とは、流入管、放流管、流量調整桝、排水ポンプ施設等のことをいう。

（4）要綱第３条２項第１号に規定するその他これらに準ずる団体とは、独立行政法人、国立大学法人、日本郵政株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構等のことをいう。その他地方公共団体による出資を受ける団体も含む。

（補助事業）

2　要綱第４条第１号に規定する小規模雨水流出抑制施設を設置する工事とは、住居又は店舗・事務所等として使用している建物の存する敷地へ設置するものに限る。

（補助金の交付申請）

3　要綱第６条に規定する交付申請は、事前申請を基本とする。

（提出書類）

4　要綱第６条及び第９条に規定する書類について、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）位置図とは、流出抑制を図る敷地の位置を示すものをいう。配置図とは、敷地のどの辺りに設置するかを示すものをいう。また構造図とは、補助対象物の容量・構造のわかるものをいう。

（2）見積書の写し又は工事に要する費用を明らかにする書類については工種毎の明細が記載されたものとする。

（3）施工計画書又は工事内容を明らかにする書類とは、工事方法等を示したものをいう。

（4）実績報告に添付する工事写真は、作業中（作業工程毎）及び完成を写したものとする。

（補助金の算定）

5　要綱第５条第１項に規定する当該工事に要する費用とは、それぞれ当該各号に定めるところ

により、各号により定めるところによる補助対象工事費の合計額により算定を行う。

また、補助対象について図１に示す。

（１） 小規模雨水流出抑制施設を設置する工事

ア　貯留槽本体費

イ　運搬費

ウ　接続部品費

エ　設置に要する架台費（専用の製品に限る）

オ　転倒防止備品

（２） 公共下水道への接続により不要となった既設の浄化槽を改造し、中規模雨水流出抑制施設を設置する工事

ア　浄化槽汲み取り費用

イ　浄化槽内部水洗い清掃費

ウ　不用品撤去工

エ　浄化槽隔壁削孔工

オ　雨水配管布設工

カ　ゴミ取装置付沈砂桝費用

キ　ポンプ本体費

ク　ポンプ設置費用

ケ　ポンプ配管工（屋外・地中埋設）

コ　水栓柱本体費（横水栓含む）

サ　雨水・汚水桝設置工

シ　雑工事費・諸経費

（３） 地下埋め込み型又は地上型の中規模雨水流出抑制施設を設置する工事

ア　貯留槽本体費

イ　接続部品費

ウ　設置に要する架台費（転倒防止備品含む）

エ　雨水配管材料費（地下埋め込み型の場合）

オ　ポンプ本体費（地下埋め込み型の場合）

カ　水栓柱本体費（横水栓含む）

（４） 地下埋め込み型又は地上型の大規模雨水流出抑制施設を設置する工事（地下浸透に関する工事を除く。）

雨水貯留施設を設置するために必要とする工事費とする。

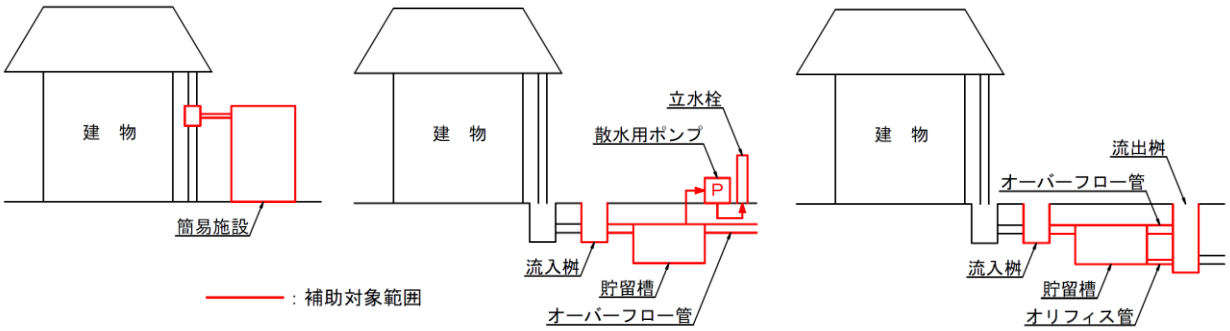

（１）　　（２）（３）　　（４）

図１　補助対象範囲

（５）小・中規模の雨水流出抑制施設を設置する場合、敷地に対する補助金の上限は、処分制限期間内で２００，０００円とする。前述の敷地とは一体利用している土地全体を示す。ただし、同一敷地に複数の家屋が点在し、その所有者が異なる場合は別生計であることを確認したうえでそれぞれに上限を設ける。

大規模の雨水流出抑制施設を設置する場合、補助金の上限は、税抜きで３９，０００（円／㎥）×有効貯留量（㎥）により算出される金額とする。

（施設の設置基準及び仕様）

６　要綱第４条に規定する補助事業において、設置する施設の設置基準及び仕様は次の各号に定めるところによる。

（１）同条第１号に規定する小規模雨水流出抑制施設

ア　容器は、破損等による水漏れのないものであること。

イ　雨水簡易貯留槽の流入口前にゴミ取り装置を設置すること。

ウ　水栓を備えているものであること。

エ　オーバーフロー機能があること。

オ　転倒に対して安全が確保されていること。（台座等の設置）

カ　雨水貯留タンクとして市販されている既製品の新設であること。（自作品、改造品、農業用タンク等は補助対象外）

キ　小売店等で購入した新品であること（中古品又は競売等での購入は補助対象外）

（２）同条第２号又は第３号に規定する中規模雨水流出抑制施設

ア　浄化槽改造は、倉敷市の指定した業者（指定工事店に限る。）で施工したものであること。

イ　雨樋より導水施設（ゴミ取り装置を含む。）を接続したものであること。

ウ　破損等による水漏れのないものであること。

エ　水栓を備えているものであること。

オ　１０人槽以下の浄化槽改造について以下の標準仕様とすること。

- 浄化槽内部の清掃：　3回程度
- 浄化槽内部の作業：　不要品撤去、穴あけ
- 雨水集水管：　口径１００mm以上
- 雨水集水面積：　屋根面積の１／３以上
- 排水ポンプ：　自動停止式水中ポンプ１５０W
  浅井戸用定置ポンプ１２５W以上
- ポンプの排水パイプ等：　使用に際し、浄化槽の蓋の開閉を伴わないように、排水パイプや電源コードを固定式とする。
- ポンプの電源：　浄化槽のブロアー用電源を使用（電気工事は不要）
- 雨水沈砂ます：　コンクリート製300×300×400又は塩ビ製ます300
  ただし、既存のますが利用できれば新設不要
  ます内部の雨水槽流入口にゴミ阻集用バスケット及び雨水流出口側に目の小さいネットを設置すること。

カ　浄化槽利用において周辺地下水位が非常に高い場合は、浄化槽底部に適量のコンクリートを打設するなど、適切な対策を取ることとし、これを補助対象とする。

キ　同条第３号に規定する地下埋め込み型及び地上型の雨水貯留槽についても屋根面積の１／３以上の集水面積を必要とする。

ク　同条第３号に規定する地下埋め込み型雨水貯留槽については、塩ビ製及びＦＲＰ製のもので耐圧性のものであること。

ケ　ポンプ設備を設置するものについては、１０人槽以下の浄化槽改造の標準仕様に準拠し、自動停止式水中ポンプか浅井戸用定置ポンプとすること。

（3）同条第４号に規定する大規模雨水流出抑制施設

ア　排水方式は、自然流下又はポンプ排水とする。

イ　排水については放流先施設の許容放流量以下とし、放流先施設の管理者との協議を基本とする。

ウ　排水ポンプの設置については、排水に必要とする基数とし、確実にポンプが機能するよう十分な対策を講じること。

エ　排水ポンプは、自動制御を標準とする。

オ　オーバーフロー機能を有する場合は、最大貯水容量を超えない位置に設ける。

カ　詳細は個別協議とする。

（維持管理）

7　要綱第１１条に規定する雨水流出抑制施設の管理に関する協定書について次の各号を維持管理指導として定める。

（1）ゴミ阻集用バスケット及びネットは、月に1回程度清掃すること。

（2）浄化槽の蓋は開けたままだと子供の転落など非常に危険なので十分注意すること。

（3）電源コンセントにより、オン、オフを行う場合は、腐食防止等のため、ポンプのコンセントを濡らさないよう注意し、万一濡れた場合でもよく拭き取ること。

（4）維持管理に要する費用（電気料金、施設の補修費用等）は、全額事業者の負担とする。

（5）害虫対策として、害虫の浸入を防ぐために隙間を網で塞ぐことや、水を使い続けることが効果的である。

（6）ポンプのカラ運転防止のために、ポンプを標準仕様の自動停止にするなどして貯留雨水を全量汲み上げないよう注意する。

（補助金の返還額の算定）

8　要綱第１３条に規定する補助金の全部又は一部の返還額の算定は、補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額とする。

（財産の処分の承認）

9　要綱第１４条に規定する承認にあたり、表1に掲げる財産処分の区分に応じて、補助金返還等を条件として付すものとする。

表１　承認条件一覧表

財産処分区分		承認条件	補助金返還額
目的外使用（補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること）	収益がある場合	補助金返還	目的外使用により生じる収益のうち補助金相当額
	収益がない場合	補助金返還	補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

譲渡（補助対象財産の所有者を変更すること）	有償	補助金返還（ただし、処分制限期間の残期間内、補助条件を継承する場合には補助金返還を要しない。）	譲渡額のうち補助金相当額
	無償	補助金返還（ただし、処分制限期間の残期間内、補助条件を継承する場合には補助金返還を要しない。）	補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
交換（補助対象財産と他人の所有する他の財産とを交換すること）		補助金返還（ただし、処分制限期間の残期間内、補助条件を継承する場合には補助金返還を要しない。）	交換差益額のうち補助金相当額
貸し付け（補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用者を変更すること）	有償	・補助金返還（ただし、処分制限期間の残期間内、補助条件を継承する場合には補助金返還を要しない。） ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	貸し付けにより生じる収益のうち補助金相当額
	無償	・補助金返還（ただし、処分制限期間の残期間内、補助条件を継承する場合には補助金返還を要しない。） ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
廃止（補助対象財産の使用をやめること）		補助金返還	補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
担保に供する処分（補助対		抵当権が実行に移される際に補	補助金交付額に処分制限期間に

象財産に抵当権を設定すること）	助金返還を行うこと	対する残存年数の割合を乗じて得た額

（財産の処分の制限）

１０　要綱第１４条に規定する承認申請書が提出され補助金返還を要する場合には交付決定の取消しを行う。ただし、補助金の目的を継承して施設管理を行う場合には変更後の所有者を補助事業者とみなし、交付決定の取消しを行わず、財産処分の制限等交付決定内容を引き継ぐものとする。

表２　処分制限期間一覧

処分財産の名称			処分制限期間
施設整備等の分類	財産名	構造規格等	（年）
雨水流出抑制施設	雨水タンク	合成樹脂製	10
	雨水貯留槽	地上設置型で合成樹脂製	10
		地下埋込型で鉄筋コンクリート製	20
		地下埋込型で鉄筋コンクリート製以外	20
管路施設	管渠		20
	桝		20
	マンホール　躯体		20
	マンホール　蓋	鋳鉄（車道部）	7
		鋳鉄（その他）	15
	取り付け管		20
機械及び装置	ポンプ設備		7
	配管類		7

（改築更新）

１１　処分制限期間を過ぎた施設において、改築更新等を行う場合は、事前に改築更新協議書を提出し協議を行うものとする。ただし、修繕・補修等は対象としない。

（購入について）

１２　本事業で交付対象となる製品は新品に限り、中古品又は競売等で購入した製品は対象としない。また、ポイントやクーポンを利用する場合、利用分は補助対象外とする。